

旭国際宝塚カントリー倶楽部 会則

第一章 総 則

第一条 (名称)

本倶楽部は旭国際宝塚カントリー倶楽部（以下「倶楽部」という）と称する。

第二条 (目的)

本倶楽部は旭国際開発株式会社（以下「親会社」という）が所有し、経営する旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）のゴルフ場およびその他の付属施設を利用して健全なるゴルフの普及発達につとめると共に会員の体位向上ならびに会員相互の親睦を図る社交機関たることを目的とする。

なお、本倶楽部の会員のうち、後記第二章第四条（一）および（二）に該当する会員については、同条の規定に従い、株式会社東条の森が所有し、経営する東条の森カントリークラブのうち、宇城コース（十八ホール）を会員料金にて利用できる。また、同条（三）に該当する会員については、同条の規定に従い、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部（六ホール）および東条の森カントリークラブのうち、宇城コース（十八ホール）を会員料金にて利用できる。

本倶楽部の事務所は親会社に置く。

第二章 会 員

第四条 (会員の種別)

本倶楽部の会員は次のとおりとする。

- (一) 二コース正会員（個人会員、法人会員）
各倶楽部の休業日、指定日を除いて後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる会員
- ・旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）
- ・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブ（のうち、宇城コース（十八ホール））

- (二) 二コース平日会員（個人会員、法人会員）
土、日、祝日ならびに各倶楽部の休業日、指定日を除いて、後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる会員
- ・旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）
- ・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブ（のうち、宇城コース（十八ホール））

- (三) 三コース平日会員（個人会員、法人会員）
土、日、祝日ならびに各倶楽部の休業日、指定日を除いて、後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる会員
- ・旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）
- ・旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部（六ホール）
- ・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブ（のうち、宇城コース（十八ホール））

第五条 (入会手続)

- （四）宝塚正会員（個人会員、法人会員）
倶楽部の休業日、指定日を除いて、後記のゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる会員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）
- （五）宝塚平日会員（個人会員、法人会員）
土、日、祝日ならびに倶楽部の休業日、指定日を除いて、後記のゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる会員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部（十八ホール）

第六条 (会員証書)

- （一）入会希望者は、所定の入会申込書を親会社に提出し、親会社および理事会の承認を受けた後、親会社に対して所定の期日内に登録料および預託金（募集方式の場合）もしくは名義書替料（譲渡方式の場合）を納入しなければならない。
- （二）入会希望者は、前項の手続をすべて完了した時点において会員資格を取得するものとする。

第七条 (登録料等)

- （一）登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、親会社が定める金額とする。
 - （二）登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、理由の如何を問わず返還しない。
- （年会費）
- （一）会員は、親会社に対し、親会社が定める年会費を支払うものとを負う。
 - （二）年会費は前払とし、毎年度末までに翌年度分を支払うものとする。
 - （三）会員は、年度途中で会員資格を失った場合においても、当該年度の年会費の減額または清算を求めることができないものとする。
- （民事再生手続前の預託金）
- （一）親会社の民事再生手続開始申立事件（神戸地方裁判所平成十六年（再）第10号）の再生計画認可決定確定日（平成十九年一月十八日）以前に親会社に支払われた預託金及び同再生計画にもとづき親会社に支払われた追加預託金については、第十二条及び第十二条の定めにかかわらず、親会社は、同再生計画に従つて、返還するものとする。

第九条

第十一条（民事再生手続後の預託金の内容・据置期間）

一、平成十九年一月十九日以後に入会した会員の預託金の内容および扱いについては、本会則に定めるところによる。

二、預託金には利息を付けない。

三、預託金は、募集方式により入会した会員については会員資格取得日から十年を経過した日まで、各々据置くものとする。

第十二条（預託金の返還）

一、会員が、据置期間満了後、親会社に対し所定の届出をして退会したときは、親会社は会員証書と引換えに預託金を返還する。

二、会員は、第十七条第一項第一号から第六号の事由により、預託期間満了前に会員の資格を喪失した場合であつても、預託期間満了までは、預託金の返還を請求することができず、親会社は、預託期間満了後に、預託金を返還する。

三、親会社が預託金を返還する場合において、親会社は、未収年会費その他当該会員に対する未収金全額を相殺のうえ残額を返還するものとする。

四、会員は、親会社に対し所定の届出をなし、理事会の承認を得て、その資格を譲渡することができる。

五、会員は、親会社に対し未払債務がある場合には、未払債務全額を支払わなければ、親会社に対し、名義書替手続を請求をすることができない。

六、親会社は、名義書替料の入金を確認した後、会員証書の裏面に譲受人の氏名または名称及び会員資格取得日を記載し、譲渡を承認する旨の押印をする。

七、親会社は、必要に応じて一定期間名義書替を停止することができる。

八、預託金返還請求を目的とする第三者に会員権を譲渡することはできない。万一、このような第三者に譲渡された場合は、譲渡行為、譲受行為は親会社との関係において無効であり、これを親会社に対抗できないものとする。

九、会員権を譲り受けたものは、会則の定めによる所定の名義書替手続を経ることなく親会社に対して預託金返還請求をすることはできない。

十、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十一、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十二、預託金返還請求を目的とする第三者に会員権を譲渡することはできない。万一、このような第三者に譲渡された場合は、譲渡行為、譲受行為は親会社との関係において無効であり、これを親会社に対抗できないものとする。

十三、会員権を譲り受けたものは、会則の定めによる所定の名義書替手続を経ることなく親会社に対して預託金返還請求をすることはできない。

十四、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十五、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十六、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十七、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十八、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

十九、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十一、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十二、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十三、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十四、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十五、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十六、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十七、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十八、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

二十九、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十一、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十二、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十三、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十四、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十五、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十六、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十七、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十八、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

三十九、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

四十、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

四十一、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

四十二、親会社は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。

第十七条（会員資格の喪失）

会員は次の事由が生じたときは、その資格を喪失する。

(一) 会員資格を譲渡したとき

(二) 会員が退会したとき

(三) 会員が除名されたとき

(四) 会員権が競売もしくは公売されたとき、または預託金返還請求権の一部もしくは全部を喪失したとき

(五) 法人会員の破産および解散、ならびにこれに準ずる場合

(六) 親会社が保証人として会員の債務を代位弁済したとき

(七) 会員資格を不正に使用させたとき

(八) その他、前各号に準ずると認められるとき

第十八条（担保設定の承諾）

会員たる資格（会員権）を担保に供するときは、理事会の承認を得なければ、その効力を親会社に对抗することができないものとする。

第二章 役 員

第十九条（役員）

本俱楽部、全旭国際ゴルフ俱楽部、旭国際浜村温泉ゴルフ俱楽部および旭国際姫路ゴルフ俱楽部の共通の意思決定機関として、理事会を設け、次の役員を置く。

理事长 一名 理事 若干名

第二十条（役員の任命および任期）

一、役員はすべて名譽職どし、親会社が委嘱任命する。

二、任期は一ヶ月とし、重任を妨げない。

三、役員は任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでその職務を行ふ。

第二十二条（理事会の構成）

一、理事长は、本俱楽部、全旭国際ゴルフ俱楽部、旭国際浜村温泉ゴルフ俱楽部および旭国際姫路ゴルフ俱楽部の各俱楽部を代表し、理事会の議長となる。

二、理事は理事会を構成し、理事会において議案を審議する。

三、理事長に支障がある場合は、親会社が選任した理事がその職務を行ふ。

四、入会の承認

五、第十六条各号に基づく、会員の資格停止処分および除名処分の承認

(六) その他必要事項

第二十三条（理事会の招集）

一、理事会は、理事長が招集する。

(一) 俱楽部運営に関する基本的事項

(二) 俱楽部会則、諸規定の制定、改廃

(三) 委員会の設置および委員の選任

(四) 入会の承認

第二十四条（理事会の決議）

理事会の決議は、理事の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数（委任状を含む）にて決し、可否同数の場合は議長が決定する。

二、理事長は、理事会の開催を各理事にその開催日の七日前に伝達するものとする。ただし、緊急の場合は招集の当日開催することができる。

第二十五条（細則）

その他必要な細則は別にこれを定める。

第二十六条（付則）

本会則は旭国際宝塚カントリー俱楽部の全会員に適用する。

(一) 入会申込書に虚偽の記載をしたとき

(二) 諸文払いを三ヶ月以上または二回分以上遅滞したとき

(三) 本会則または理事会の定めた事項を遵守しなかつたとき

以上